

議案第一八号

三朝町長等給与条例の一部を改正する条例について

三朝町長等給与条例の一部を次のように改正するものとする

昭和三十五年三月十一日提出

三朝町長 坂出雅己

三朝町長等給与条例の一部を改正する条例

三朝町長等給与条例(昭和三十八年三朝町条例第二八号)の一部を次のように

改正する

第六条中「暫定手当」とあるを削除する

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十四年十月一日から適用する

昭和三十五年三月十八日議決

三朝町議會議長 加藤幸太郎



原案可決